

上・八幡製鐵の他、日本鋼管・日立製作所・日本軽金属・東京建物・相模鉄道が発起人となり、総代には安田火災海上社長三好武夫が就任した。

早速、港湾管理者の長である横浜市長へ公有水面埋立の免許申請書を提出した。埋立の目的として「防災建築街区造成に伴う商業センタービル、立体駐車場並びに平面駐車場、広場、公園、道路用地並びに護岸、排水溝及び下水槽敷」を上げている。また地元の新田間川埋立促進委員会は副申書で「全面的に後援」するとしている（『参考資料』）。これに対し、翌六五（昭和四〇）年五月に横浜市会から、八月には市長から、それぞれ河川利用審議会で審議する旨の回答があった（『同』）。また河川法の改正により、埋立免許が河川管理者と港湾管理者の協議事項となったため、同年七月に河川管理者の県にも同様の申請をしている。一月には、県宛に河川法に基づき工作物の新築・改築・除却の申請をしている（『同』）。

河川利用審議会

河川の埋立利用については、昭和三〇年代後半には根岸線の開通と関わり派大岡川と吉田川が課題に挙がっており、新田間川と共に課題となっていた。同時期の横浜国際港都総合都市計画審議会においても取り上げられており、一九六三（昭和三八）年一二月、第二四合同部会では、派大岡川と新田間川埋立が議題となっている。新田間



図3 西口方面から見た新田間川 1962年（広報課写真真資料）
注：道路右側が新田間川、幸川への接続部分、中央付近が幸川の
内海橋、橋左奥は東横倉庫（現在は横浜ビブレ等）。

川・幸川についての市側の説明では「殆ど死んだドブ川」なので、埋立をして西口のより以上の発展の土台にするとしている（第2第4合同部会会議録「鮫島茂資料二二九八一」）。

これらの埋立計画は飛鳥田市政の六大事業における都心部強化施策の一環でもあったが、埋立等により河川を「他の目的に利用することが公共の利害等に及ぼす影響が大きい」ことから、「埋立利用の適正効率化を図る目的」（条例の提案理由、「横浜市会議録」一九六五年三月二四日）で河川利用審議会を設置することとなり、三月三十一日に条例、八月五日に規則が公布された。横浜市は審議会に向けて「新田間川・派大岡川等埋立利用計画」案を作成している（市政概要一九六七）。

宛に新田間川と派大岡川の埋立について諮問された（鮫島茂資料二四八〇—六）。委員は学識経験者四名、地域住民組織代表四名、市議一〇名、関係行政機関一名、その他国會議員や商工会議所会頭など一一名の計三〇名であった。新田間川埋立の市の原案を「新田間川・派大岡川等埋立利用計画」（同）によりみると、埋立は治水上からみて可能であるが、想定される最大規模の台風が備えて護岸工事と内水排除の下水工事が必要であり、水面利用者に対する補償と嵩上げに伴う補償も必要となるとする。また、派新田間川・帷子川・石崎川を浚渫計画断面まで浚渫することが前提になると述べている。案に添付された計画図は、先述のパシフィックコンサルタンツ株式会社作成の図と同じであった。

利用計画では、新田間川は新田間橋から内海橋まで約四〇〇メートル、幸川は内海橋から帷子川合流地点までの全部約二六〇メートルを市が埋立・道路新設・浚渫や護岸高上げ・下水施設の整備を行い、西口周辺の広域的発展を助長し、また駐車場需要を充たすために商業センタービル・駐車場用地として民間に利用させるとする。

この審議会開催に合わせて、南幸町・北幸町から市長・市会議長宛に陳情書が提出されており、港都開発株式会社への推薦もしている（『参考資料』）。同月二八日には第二回審議会が開催され、現地調査も行っている。会議では、



図4 異常潮位による新田間川畔の冠水 西区北幸 1971年
（広報課写真真資料）

事務局から先の報告書に沿って説明があり、新田間川等は埋立を実施してもしなくても、浚渫・護岸高上げ等の治水対策が必要であり、内水排除のための下水対策も説明されている。委員からは、一九五八年の二二号台風が想定基礎になっているが、開発等により上流部の状況が大きく変化しているのではないかと、現在施工中の工事の一層の進捗が必要などの意見が出されている。また浚渫が前提となるので、浚渫計画と費用を詳細に説明して欲しいとの意見、二級河川の浚渫は県が計画・施行するので、県の意向も聴取して説明して欲しいとの意見も出ている。

第四回では、市から浚渫等の費用の説明がなされているが、新田間川については、石崎川の浚渫や水門については、潮位が上昇した場合に水門を設置せず

浚渫しても効果が無いのではないかと
の質問が出ている。事務局は排水のた
めの効果はあると回答している。また、
事務局は、河川管理者の県へは、審議
会の答申が出た後に折衝するとしたが、
委員からは、県と事前に充分打ち合わ
せて県の意向を審議会で説明して欲し
いと改めて出されている。県の意向は
第五回の冒頭で報告され、市が「治水
対策を充分実施するなら」埋立には「原
則的に賛成」と説明されている。しかし、
後述の小委員会では、独自に聞き取っ
た委員から、県の意向は違うのではな
いかとの指摘がされている。

一二月の第五回においても、様々な
議論がなされている。新田間川関係で
は、大部分が商業ビルの敷地で道路敷
地が少ないが住民の生活・経済への影
響はどうか、バスターミナルが計画さ
れておりますます交通が輻輳するが、
どう緩和するかなどの質問が出ている。
また民間の計画については、市側では
審議会答申を得て市において埋立権を
取得するつもりなので、民間の埋立免
許申請については何らかの解決が必要
と述べている。これに対し、後日、南
幸自治会長名で県に対し陳情書が出さ
れ、港都開発株式会社は「地元がこの
埋立再開の念願達成のために誘致し
た企業」であり、「埋立から利用まで
一貫した総合計画」を推進し得る企業
なので、「埋立免許が与えられますよう、
強く要望」していると述べている（『参
考資料』）。また利用計画について煮詰

まっていないとの意見も出たが、この
議論も含めて答申起草の小委員会を設
置して議論することとなった。

小委員会の検討と答申書提出

小委員会の第一回は六六（昭和四一）
年一月三日に行われた。ここでは小
委員会の進め方で議論が起こった。先
ず埋立の是非を決めてから利用計画に
ついて取り扱うか、詳細な利用計画の
説明が無いと議論できないとの意見が
あり、また民間から出されている利用
計画の説明を求めるものもあった。次
回までに事務局は、審議会会議録から
各委員の意見を集約することとなった。

二六日には第二回が開催され、大岡
川についての原案の検討が行われ、次
に二月一〇日の第三回では新田間川埋
立について検討された。最初に内水排
除について質問があり、事務局から桜
木ポンプ場に集め鶴見の下水処理場に
送る計画との回答があった。関連して、
桜木ポンプ場から排出される下水の臭
気により地元が迷惑しているとの指摘
もあった。次に同地区の地盤沈下につ
いて質問があり、現在も土地が低いと
の回答であった。次に高潮対策の水門
設置について、事業主体が県なのか市
なのか、位置はどこなのか等の質問が
あった。これに対し水門設置は横浜港
全体の問題で河川埋立に費用は計上し
ないとの回答があった。委員からは、
著しい地盤沈下があるので水門の設置



図5 新田間川埋立開発計画鳥瞰図 1966年（『横浜駅西口再開発事業計画の概要』日本市街開発株式会社、1966年）

美観上、決して褒められた話でない」
との意見も出ていた。

新田間川埋立の利用計画は、四月八
日の第五回で検討された。委員からは
妥当なものと思えないとの厳しい指摘
がされている。第三京浜道路が開通し
てこの区域の道路が混乱しており、今
後の自動車交通の増大に対する対策が
とられていないとして、先ず道路等の
公共施設の整備を第一に考えるべきと
指摘している。商業ビルについても、
河川埋立地に帯状にいくつかのビルを
建設しても、採算がとれるのだろうか
と疑問を呈している。また、西口全体
の将来計画を樹立してその中で位置づ
けるべきとして、駅前広場の問題や河
川埋立地で囲まれた地区の将来像など
に議論は広がっている。

必要との意見が出て、河川埋立と関
連付けるかどうかは議論になっている。
その後、原案について検討し、設置主
体は別として水門の設置も加えられた。
第四回は二四日に開催され、利用計
画についての議題であったが、派大岡
川関係で終始した。派大岡川の利用計
画の議論では、委員から「地下3階に
は地下鉄を入れ、地下2階には高速道
路を入れ、地下1階には駐車場を入れ、
その上に高層ビルを建築するというよ
うなことを、最初から計画し確立すれ
ばすべてが可能となるであろう」、「河
川の上空を高架で高速道路を通すこと
も一つの考え方であるが、これは都市

答申原案（小委員会答申書）が議論され、
利用計画の原案が確定した。原案では、
「横浜駅西口附近に残された将来横浜
市が利用できる唯一の空間であるか
ら」、「将来の時点に目標をおいた長期
的・広域的配慮の」、「実施計画を早急
に樹立されたい」と西口地域全体の交
通計画などの作成を促すとともに、埋
立地については「周辺の道路・交通広
場・公園・街区等を総合的・有機的に
関連づける将来計画を樹立した後に、
利用されたい」とする。また埋立地上
にビルを連ねると発展を阻害する壁と
なるので面状の発展を考慮すべきとし
た。図5のように、日本市街地開発株

式会社では、第一期は带状にビルを建設する計画であった。その他、区画整理地区の再開発や道路・公園など、西口地区の広範な問題を記載している。

小委員会の答申書は、五月三十一日の第六回審議会に提出された。治水上の答申原案は異議なく承認された。利用計画の答申原案には、いくつかの質問・意見があった後、承認された。

七月八日、第七回審議会では、直前の四号台風により市内で死者三一名・床上浸水九七六二世帯等（審議会の発言のまま）の大きな被害を受けて、これに対する意見・質問が行われた。次に別に検討されている地下鉄の説明や高速道路についての説明・質問があった。その後、答申案が承認され、市長代理に答申書が提出された。答申書全文は『参考資料』に掲載されている。

なお、当初、諮問は派大岡川と新田間川等であったが、同日、新富士川埋立利用計画が追加諮問となった。

日本市街地開発株式会社の創立

河川利用審議会の答申が出たことで、新田間川埋立の方向性が示された。既に埋立申請を提出している港都開発株式会社発起人会は、これを受けて会社設立に向けて動き出した。同六六年二月二一日、日本市街地開発株式会社と名称を変更して創立総会が開催された（『25年のあゆみ』）。

設立にあたって「横浜駅西口再開発事業計画の概要」が作成された。事業

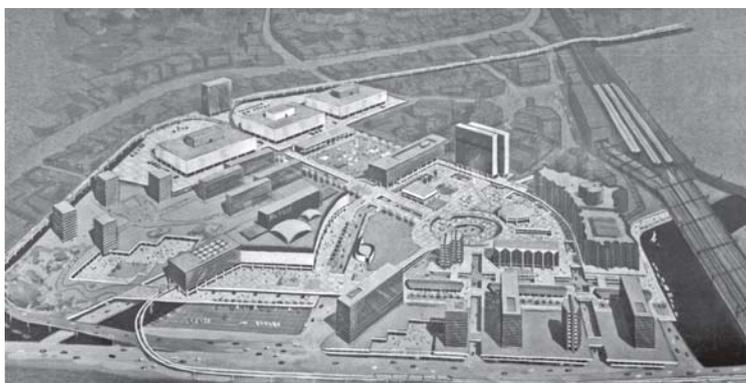


図6 再開発未来図試案 年未詳（『横浜駅西口地域再開発事業計画書参考資料』日本市街地開発株式会社）

七一年の約二〇箇月間が工期であった。第三期は隣接民有地と一体として防災建築街区造成組合を組織し、交通ターミナルビル建設により観光・貿易・流通関係の総合センターを計画するところ。第三期の防災建築街区の計画については、『参考資料』に「未来図試案」が掲載されている（図6）。防災建築街区はともかく、埋立地のビルが図5とはかなり異なり、計画はまだまだ固まっていなかった。

会社の設立を報じた記事では、同社の埋立とビル建設の計画は、市による埋立、利用計画内で民間の協力を得る場合があるとの市の案とは、「真っ向から衝突し、公共優先より営利優先に向かざるを得ない」とする（『神奈川新聞』六六年二月二一日）。これについて同社は、埋立免許申請に先願権があり、地元住民が賛成している、市は資金難であるなどの理由から計画推進に自信を見せているとする。

しかし、六八（昭和四三）年には、埋立は市が実施した方がよいとして免許申請の取り下げを内々に示されたという。同社は検討を重ねた末、一九七二（昭和四七）年、住宅公団の港南台土地区画整理事業における地区センター商業施設に参加することとし、九月に市長・県知事宛の埋立免許申請を取り下げた（『25年のあゆみ』）。

その後の事業

審議会に諮問された派大岡川・吉田

川・新富士川の埋立は、地下鉄や高速道路との関わりで早くに事業化へ動き出し、一九六九（昭和四四）年一月に「派大岡川等河川利用計画」が策定された（市政概要一九七〇）。一方、新田間川埋立は「県が行なう帷子川の治水対策が確定したのち埋め立てられることになっており」と、県の計画を待っている状態であった。

市では前提となる工事のうち、六六（昭和四一）年、下水道保土ヶ谷桜木幹線に着手し、七〇（昭和四五）年から新しい桜木ポンプ場が稼働を始めた（『横浜下水道史』）。七三年度からは、帷子川下流部で高潮対策事業が開始された。しかし、日本市街地開発の埋立申請取り下げ以降も、埋立が実行されることはなかった。

その後、帷子川の治水対策は、一九八一（昭和五六）年度から県市協調事業で分水路の建設が始まった。旭区白根から分かれた分水路は、ほぼ暗渠で派新田間川に接続し横浜港に放水する計画であった。これにより派新田間川は、幸川との接続部分から分水路接続部分までが埋め立てられた。

【参考文献】

- 『25年のあゆみ』（日本市街地開発株式会社）一九九一年、『横浜住民運動資料集 大正編』（横浜市企画調整局都市科学研究室）一九七八年、『横浜下水道史』（横浜市下水道局）一九九三年、『帷子川水系河川整備計画』（神奈川県二〇一四年。横浜市河川利用審議会・小委員会の議事録等は鮫島茂資料による）。

（百瀬敏夫）